



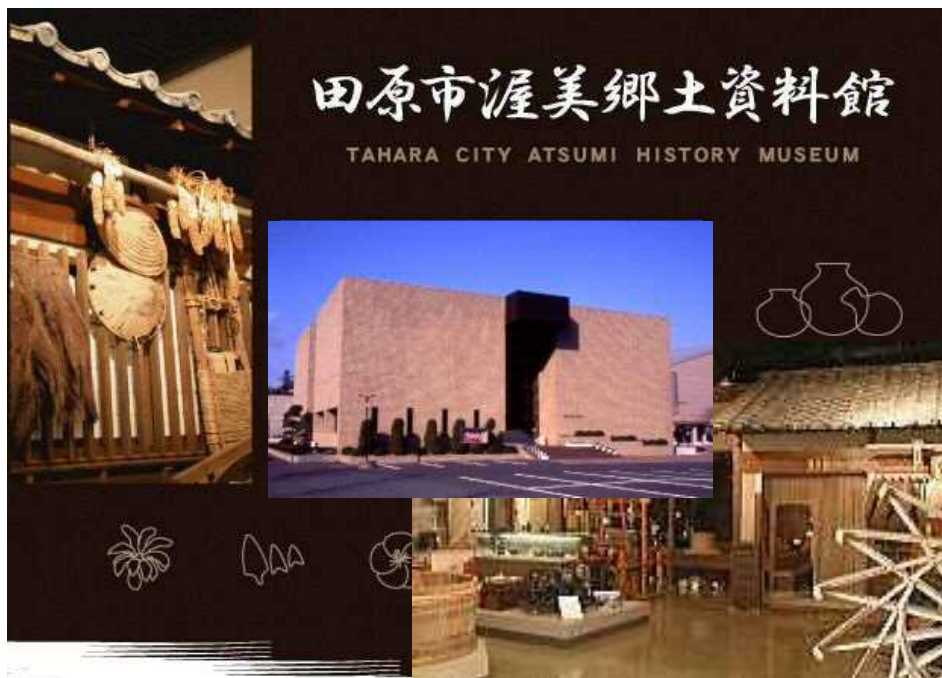
田原市博物館所蔵民俗資料

教材貸出リスト



渥美郷土資料館の文化財室

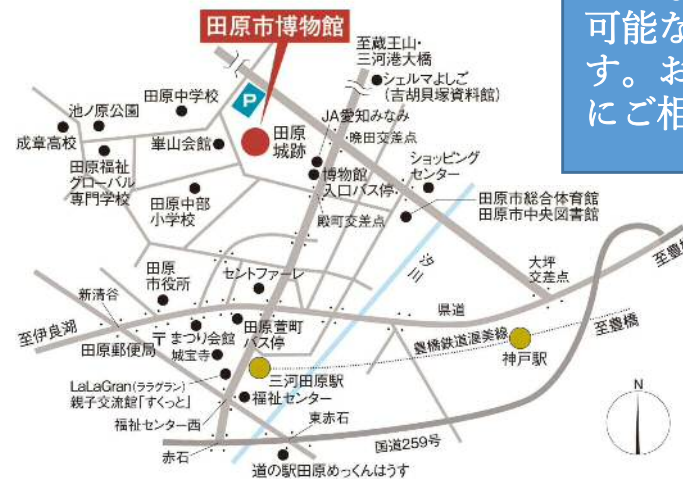
渥美郷土資料館では、昔の道具を文化財室にて展示しています。
 (※通常は閉室しておりますので下見・見学の場合は田原市博物館
 (0531-22-1720)までお電話ください)



教材貸出までの流れ

- ①電 話…田原市博物館にまずお電話 (0531-22-1720) 下さい。
 どのような授業で、どの資料を借りたいか
 お伝えください。
- ②申 込…博物館資料借用申請書を博物館に提出。
 ※講師派遣の場合は日程調整と別途依頼書が必要になり
 ます。
- ③運 搬…貸し出す資料を学芸員が梱包します。
 この時に使用時の注意点などを説明します。
 ※講師派遣でない場合は基本的に先生が博物館等に来て
 頂いての貸出になります。
- ④授 業
- ⑤運 搬…貸出時と同じように先生が梱包して頂き、博物館返却く
 ださい。
 ※事前に何時ごろ返却するか等、博物館に連絡してくだ
 さい。
- ⑥返 却…資料の確認・返却終了

このリストに掲載し
 ていない資料も貸出
 可能なものがありま
 す。お気軽に学芸員
 にご相談ください。



あかりの道具

大正まで



燭台 (しょくだい)

大正まで



行燈 (あんどん)

昭和中期頃まで



石油ランプ

昭和中期頃まで



手持ちランプ
【石油】



電球ランプ

伝える道具

昭和初期まで



デルビル磁石式電話機

昭和中期ごろまで



黒電話 (ダイヤルなし)

昭和後期まで



黒電話 (ダイヤルあり)

はかる道具

昭和中期まで



枡 (ます)

昭和中期まで



一斗枡・斗掻き棒

冬に使う道具

昭和40年ごろまで



火鉢 (ひばち)

昭和中期ごろまで



手あぶり

昭和初期まで



行火 (あんか)

昭和中期まで



ころころこたつ

昭和中期まで



湯たんぽ【陶器】

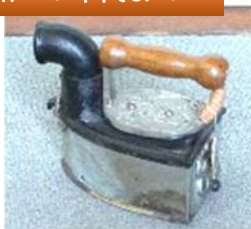
服の皺を伸ばす道具

昭和初期まで



火のし

昭和20年代まで



炭火アイロン

昭和初期ごろまで



焼きごて

昭和後期ごろまで



電気アイロン

昭和初期ごろまで



アイロン【鉄】

ご飯関係の道具

昭和30年代まで

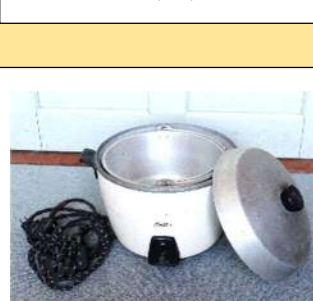


いづみ

昭和30年代まで



お櫃 (おひつ)



電気炊飯器

昭和初期まで



膳箱



その他の道具 1

昭和中期まで



洗濯板・洗濯だらい
(木製のたらいもあり)

昭和40年代ごろまで



火消し壺



トースター

大正時代ごろまで



石板

昭和初期まで



真空管ラジオ



電気扇風機



電気ドライヤー



水筒

昭和中期ごろまで



アルミ製水筒

昭和初期ごろまで



通い徳利 (かよいどっくり)

昭和初期ごろまで



蓄音機 (ちくおんき)

その他の道具2

昭和中期ごろまで



糸車 (いとぐるま)

昭和中期ごろまで



綿繰り機



そろばん

昭和中期ごろまで



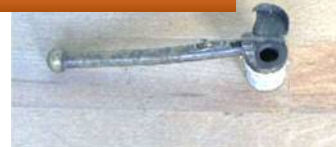
薬研 (やげん)

昭和中期ごろまで



薬箱

明治時代ごろまで



矢立 (やたて)
〔昔の筆記用具〕

明治時代ごろまで



煙草入れ

昭和中期ごろまで



蠅取り器



クワ



備中クワ

明治時代ごろまで



千歯こぎ

記入例

博物館資料借用申請書

令和 年 月 日

田原市博物館長 殿

田原市立●●●学校
校長 田原 太郎
連絡先 0531-22-1111
担当 巴江 花子

博物館資料の借用について、下記のとおり申請します。

記

(1) 博物館資料の名称及び数量

燭台 1点
行燈 1点

(2) 借用期間

令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()

(3) 利用目的

社会の授業で利用するため

(4) 利用場所

田原市立●●●学校 教室

(5) 輸送方法

自動車にて搬送

博物館資料借用申請書

令和 年 月 日

田原市博物館長 殿

田原市 学校
校 長
連絡先
担 当

博物館資料の借用について、下記のとおり申請します。

記

(1) 博物館資料の名称及び数量

(2) 借用期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

(3) 利用目的

(4) 利用場所

(5) 輸送方法

田原市博物館の管理運営に関する規則の抜粋です。

(資料の貸出し)

- 第14条 田原市教育委員会が適当と認めるときは、博物館資料の貸出しを行うことができる。
- 2 博物館資料の貸出期間は、45日以内とする。ただし教育委員会が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。
 - 3 博物館資料の貸出しを受けようとする者は、次に掲げる要件を記載した博物館資料借用申請書を提出した上で、当該申請書に記載された博物館資料の貸出しを受けることができる。
 - (1) 博物館資料の名称及び数量
 - (2) 借用期間
 - (3) 利用目的
 - (4) 利用場所
 - (5) 輸送方法